滋賀県農業技術振興センターFacebook ページ利用要領

（目的）

第１条　この要領は、滋賀県農業技術振興センターがFacebook ページを県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）Facebook

Facebook,Inc.がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

（２）Facebook ページ

特定の企業やブランド、またはアーティストや有名人などが、ユーザーとの交流を

図るためのページをいう。

（３）公式ページ

農業技術振興センターが運用する次のFacebook ページをいう。

ページ名：滋賀県農業技術振興センター

アドレス：https://www.facebook.com/254582198473200/

（運用管理責任者）

第３条　公式ページの運用管理は、農業技術振興センター所長（以下、「運用管理責任者」という。）が行う。

２　運用管理責任者は、公式ページの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を行う。ただし、（１）および（２）については第４条に示す投稿者が属する部および施設の長に委任できる。

（１）公式ページ上への情報の掲載および削除等の承認、指示

（２）掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

（３）ユーザー情報やパスワード等の管理

（４）その他、適切な運用を行うために必要な事項

（投稿者）

第４条　公式ページへの投稿は、情報を掲載しようとする部および施設の長が指定した職員が行う。

（掲載情報）

第５条　公式ページでは、次に掲げる情報を提供する。

（１）滋賀県農業技術振興センターの取組に関する情報

（２）その他運用管理責任者、部および施設の長が適当と認めるもの

２　情報の掲載に当たっては、適切な提供に努めるものとする。

（禁止事項）

第６条　公式ページでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

（１）法令等に違反し、または違反する恐れがあるもの

（２）公の秩序または善良の風俗に反するもの

（３）人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの

（４）本人の承諾なく個人情報等を掲載する等プライバシーを侵害するもの

（５）特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

（６）広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

（７）政治または宗教の活動を目的とするもの

（８）虚偽や事実と異なる内容を含むもの

（９）わいせつな表現を含むもの

（10）掲載記事と無関係なもの

（11）上記（１）から（10）までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

（12）その他、運用管理責任者が不適切と判断するもの

２　利用者からのコメントについて、運用管理責任者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。

（コメントへの返信）

第７条　利用者からのコメントに対する返信は、原則として行わない。

（著作権）

第８条　公式ページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

（アカウントの明示）

第９条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式ページのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

（免責事項）

第１０条　滋賀県は、公式ページに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

２　滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

付則　この利用要領は平成29年12月１日より施行する。

　　　この利用要領は令和2年5月29日より施行する。

　　　この利用要領は令和3年9月30日より施行する。